

令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、本県水産業の更なる成長産業化を図るため、本業と併せ複合的に取り組める養殖の取組に必要となる経費に対し、予算の範囲内において、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及び茨城県養殖参入支援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要項に基づき補助金を交付する。

(補助対象経費等)

第2条 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 要領第3の2の規定により事業が採択された者であって、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。申請に当たっては、電子申請・届出システム、電子メール等による申請を原則とするが、書面による申請もできるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに関する消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の知事が定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、別表2に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業について別表2に定める事項により事業を中止し、又は廃止

しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、遂行状況報告書（様式第4号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の50パーセント以内の額を限度として概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）に概算払を受けようとする金額の根拠資料を添えて知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに、支出証拠書類等必要な書類を添えて実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第3条第2項のただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第10条の確定のあった日の翌年6月10日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 補助金の額の確定は、補助金額確定通知書（様式第8号）により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 58 条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 71 条に規定する期間とする。

(補助金の返還)

第 12 条 知事は、本事業の実施に当たり、次に掲げる事項に該当するときは、補助金を返還させる措置を講ずることとする。

- (1) 事業主体又は事業内容が、要領に定める要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 事業主体が補助金を要領に定める補助対象経費以外に使用したとき、又は本事業の実施に要する経費以外に使用したとき。
- (3) 事業主体が要項第 6 条に定める知事の承認を受けることなく事業内容を変更したとき、又は事業を実施しなかったとき。
- (4) 要項に定める実績報告書及び要領に定める成果報告書に虚偽があったとき。

付則 この要項は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

別表1（第2条関係）

補助対象経費	補助率	補助額
<p>(1) 養殖参入支援</p> <p>ア 養殖施設費（建屋、水槽、ポンプ、配管、水温調整機器、ブロワー等の整備・修繕に係る経費等）</p> <p>イ 備品・消耗品費（人工海水や養殖資材・用具、関連機器、試験出荷等に要する備品、消耗品費等）</p> <p>ウ 種苗購入・確保費（種苗の購入や運搬、種苗を確保するための備船料、燃料費、漁具の購入・修繕に係る経費等）</p> <p>エ 養殖運営費（養殖の運営に必要な光熱水費、餌料費等。ただし、養殖に係る人件費は除く。）</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>上限 2,000 千円 ／件</p>
<p>(2) 霞ヶ浦・北浦における養殖技術開発</p> <p>ア 養殖施設費（建屋、水槽、ポンプ、配管、水温調整機器、ブロワー等の整備・修繕に係る経費等）</p> <p>イ 備品・消耗品費（人工海水や養殖資材・用具、関連機器、試験出荷等に要する備品、消耗品費等）</p> <p>ウ 種苗購入・確保費（種苗の購入や運搬、種苗を確保するための備船料、燃料費、漁具の購入・修繕に係る経費等）</p> <p>エ 養殖運営費（養殖の運営に必要な光熱水費、餌料費等。ただし、養殖に係る人件費は除く。）</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>上限 1,000 千円 ／件</p>

別表 2 (第 6 条関係)

1 重要な変更	2 事業の中止又は廃止要件
<p>(1) 養殖対象物を変更する場合</p> <p>(2) 事業主体を変更する場合</p> <p>(3) 補助対象経費の 30 パーセントを超える増又は県補助金の増</p> <p>(4) 補助対象経費又は県補助金の 30 パーセントを超える減</p>	<p>(1) 養殖を開始したものの、適切と考えられる飼育管理を行っているにも関わらず、明らかに養殖生産物の成育が不調である場合や大量斃死が継続する場合</p> <p>(2) 養殖に必要な種苗が入手できない場合</p> <p>(3) 想定しない市況の変動により、経費に見合った養殖が困難な場合</p> <p>(4) 豪雨、地震等の自然災害や補助事業者の責めに帰さない事故により、養殖を継続することが困難な場合</p> <p>(5) 申請者本人又はその関係者の死亡及び高齢又は病気その他これらに類する事由により養殖の継続が困難な場合</p> <p>(6) その他やむを得ない事情により、茨城県知事が中止を認めた場合</p>

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付申請書

令和5年度において、下記のとおり茨城県養殖参入支援事業を実施したいので、補助金
円を交付されたく、令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項第3条の規定に
より申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施場所

3 事業の構成員及び人数

〔 県内水産業者と連携して事業を実施する場合はその旨記載すること。 〕

4 事業概要

5 養殖・蓄養魚種

6 事業費（項目等は必要に応じて適宜追加すること）

（単位：千円）

	事業費	補助額	自己負担額
（１）養殖施設費			
・ 建屋			
・ 水槽、配管			
・ ポンプ			
・ 水温調整機器			
・ ブロー			
・ その他施設の整備、修繕			
（２）備品・消耗品費			
・ 人工海水			
・ 養殖資材、用具			
・ 関連機器			
（３）種苗購入・確保費			
・ 種苗購入費			
・ 種苗運搬費			
・ 傭船料、燃料費			
・ 漁具の購入・修繕			
（４）養殖運営費			
・ 光熱水費			
・ 餌料費			

7 事業完了（予定）年月日

様式第 2 号（第 4 条関係）

水 振 第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 5 年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助の条件

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和5年度茨城県養殖参入支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定のあった標記事業について、下記により計画を変更したいので、令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項第6条の規定により申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更事業計画及び変更経費の配分

〔様式第1号に準じて記載するものとし、変更前と変更後を比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。〕

様式第4号（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和5年度茨城県養殖参入支援事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定のあった標記事業について、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。

記

（ 報告時点までの事業の経過、実施状況が明らかとなるよう記載すること。 ）

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和5年度茨城県養殖参入支援事業概算払請求書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり概算払を受けたいので、令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項第8条第2項の規定により請求します。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする時期及び金額

第 号
令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項第9条の規定により報告します。

記

（ 記の記載要領は、様式第1号の記以下に準ずるものとする。
支出証拠書類（領収書の写し等）を添付すること。 ）

茨城県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け水振第 号で交付決定のあった令和5年度茨城県養殖参入支援事業について、令和5年度茨城県養殖参入支援事業補助金交付要項第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した補助金に係る
消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

第 号
令和 年 月 日

殿

茨城県知事

令和 5 年度茨城県養殖参入支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった標記補助金については、茨城県補助金等
交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確
定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円